

平成29年村上市議会第2回定例会会議録(第1号)

○議事日程 第1号

平成29年6月13日(火曜日) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 5 請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書
- 第 6 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 5号 繰越明許費繰越計算書の報告について
報第 6号 平成28年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
- 第 7 報第 7号 専決処分の報告について
報第 8号 専決処分の報告について
- 第 8 議第50号 村上市農業委員会委員の任命について
議第51号 村上市農業委員会委員の任命について
議第52号 村上市農業委員会委員の任命について
議第53号 村上市農業委員会委員の任命について
議第54号 村上市農業委員会委員の任命について
議第55号 村上市農業委員会委員の任命について
議第56号 村上市農業委員会委員の任命について
議第57号 村上市農業委員会委員の任命について
議第58号 村上市農業委員会委員の任命について
議第59号 村上市農業委員会委員の任命について
議第60号 村上市農業委員会委員の任命について
議第61号 村上市農業委員会委員の任命について
議第62号 村上市農業委員会委員の任命について
議第63号 村上市農業委員会委員の任命について
議第64号 村上市農業委員会委員の任命について
議第65号 村上市農業委員会委員の任命について
議第66号 村上市農業委員会委員の任命について

- 議第67号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第68号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第69号 村上市農業委員会委員の任命について
- 第 9 議第70号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第71号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第72号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第73号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第74号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第75号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第76号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第77号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第78号 専決処分の承認を求めることについて
- 第11 議第79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第82号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結について
- 議第83号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業戸別受信機購入契約の締結について
- 議第84号 消防ポンプ自動車（CD 型）購入契約の締結について
- 議第85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 議第86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について
- 議第87号 市有財産の譲与について
- 議第88号 市有財産の譲与について
- 議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定について
- 議第90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第91号 市道路線の認定について
- 議第92号 市道路線の廃止について
- 議第93号 村上市上下水道事業審議会条例制定について

- 議第94号 11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングブラウ)購入契約の締結
について
- 第12 議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第2号)
- 第13 議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見
書の採択を求める請願書
- 日程第 5 請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書
- 日程第 6 報第 3号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 4号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 5号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報第 6号 平成28年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第 7 報第 7号 専決処分の報告について
- 報第 8号 専決処分の報告について
- 日程第 8 議第50号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第51号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第52号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第53号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第54号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第55号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第56号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第57号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第58号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第59号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第60号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第61号 村上市農業委員会委員の任命について

- 議第 6 2 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 6 3 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 6 4 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 6 5 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 6 6 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 6 7 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 6 8 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 議第 6 9 号 村上市農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 議第 7 0 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 7 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 0 議第 7 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 7 3 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 7 4 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 7 5 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 7 6 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 7 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 議第 7 8 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 1 議第 7 9 号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 8 0 号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 8 1 号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 8 2 号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結について
- 議第 8 3 号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業戸別受信機購入契約の締結について
- 議第 8 4 号 消防ポンプ自動車（C D 型）購入契約の締結について
- 議第 8 5 号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 議第 8 6 号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について
- 議第 8 7 号 市有財産の譲与について
- 議第 8 8 号 市有財産の譲与について
- 議第 8 9 号 村上市医学生修学資金貸与条例制定について

議第90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第91号 市道路線の認定について

議第92号 市道路線の廃止について

議第93号 村上市上下水道事業審議会条例制定について

議第94号 11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)購入契約の締結について

日程第12 議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算(第2号)

追加日程第1 一般会計予算審査特別委員会の設置について

追加日程第2 一般会計予算審査特別委員会の委員の選任について

日程第13 議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)

議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算(第1号)

○出席議員(25名)

1番	小 杉 武 仁 君	2番	河 村 幸 雄 君
3番	本 間 善 和 君	4番	鈴 木 好 彦 君
5番	稲 葉 久 美 子 君	6番	渡 辺 昌 君
7番	尾 形 修 平 君	8番	板 垣 千 代 子 君
9番	鈴 木 い せ 子 君	10番	本 間 清 人 君
11番	川 村 敏 晴 君	12番	小 杉 和 也 君
13番	姫 路 敏 君	14番	竹 内 喜 代 嗣 君
15番	平 山 耕 君	17番	木 村 貞 雄 君
18番	小 田 信 人 君	19番	長 谷 川 孝 君
20番	小 林 重 平 君	21番	佐 藤 重 陽 君
22番	大 滝 国 吉 君	23番	大 滝 久 志 君
24番	山 田 勉 君	25番	板 垣 一 徳 君
26番	三 田 敏 秋 君		

○欠席議員(1名)

16番 川 崎 健 二 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 橋	邦 芳	君
副 市 長	忠	聡	君
教 育 長	遠 藤	友 春	君
総 務 課 長	佐 藤	憲 昭	君
財 政 課 長	田 邊	覚 浩	君
政策推進課長	山 田	和 光	君
自治振興課長	川 崎	昌 文	君
税 務 課 長	建 部	貞 一	君
市 民 課 長	尾 方	明 子	君
環 境 課 長	中 山	和 正	君
保健医療課長	信 田	良 成	君
介護高齢課長	小 田	義 則	君
福 祉 課 長	加 藤	和 広	君
農林水産課長	山 田	則 彦	君
商工観光課長	竹 内	則 雄	君
建 設 課 長	中 村	明 男	君
都市計画課長	東 海 林	甚 一	君
下 水 道 課 長	早 川	る み 子	君
水 道 局 長	川 村	寛 一	君
会 計 管 理 者	中 村		
農 業 委 員 会	小 川		
事 務 局 長			
選 管 ・ 監 査	佐 藤	直 人	君
事 務 局 長			
消 防 長	長	研 一	君
学校教育課長	木 村	正 夫	君
生涯学習課長	板 垣	敏 幸	君
荒川支所長	小 川	剛	君
神林支所長	鈴 木	芳 晴	君
朝日支所長	岩 沢	深 雪	君

山北支所長 齋藤 一 浩 君

○事務局職員出席者

事務局長	小林 政 一
事務局次長	大西 恵 子
係 長	鈴木 涉

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は25名です。欠席の届けのある者1名です。定足数に達しておりますので、これから平成29年第2回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。本日、平成29年村上市議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本日提出いたしました議案は、報告6件、人事案件20件、専決処分の承認9件、条例の制定2件、条例の一部改正4件、契約の締結6件、市有財産の譲与2件、市道路線の認定1件、市道路線の廃止1件、補正予算5件の合わせて56件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、3番、本間善和君、21番、佐藤重陽君を指名いたします。ご了承願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについてを報告いたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

平成29年第2回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る6月6日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報

告いたします。

会期につきましては、本日6月13日から30日までの18日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各委員会へ付託いたします。また、今定例会では、一般会計補正予算に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いをいたします。

15日、16日、19日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

特別委員会の設置により、21日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、22日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会、23日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会をそれぞれ開催いたします。特に一般会計予算・決算審査特別委員会では、各常任委員会の所管部分について分科会ごとに付託議案の休会中審査をお願いいたします。したがって、各分科会での審査を総括するため、27日には全体会を開催し、各分科会長からの審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

30日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は当日審査を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。最初に、議会関係議案についてですが、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書について及び請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書については、それぞれ単独上程とし、紹介議員の補足説明を受けた後、請願第3号は総務文教常任委員会へ、請願第4号は経済建設常任委員会へ付託いたします。

続いて、理事者提案の議案の取り扱いについて、以下議案名を省略させていただきますが、報第3号、第4号及び第5号の繰越明許費繰越計算書の報告及び報第6号 平成28年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告については一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。報第7号及び報第8号の損害賠償に係る専決処分の報告についての2議案は一括上程、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第50号から議第69号までの20議案については一括上程とし、一括質疑の後、人事案件につき討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第70号及び議第71号の条例の一部改正に係る専決処分の承認を求めることについての2議案は一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第72号から議第78号までの平成28年度各会計補正予算に係る専決処分の承認を求めることについての7議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第79号から94号までの16議案については一括上程、一括質疑の後、議第79号から議第88号までの10議案については総務文教常任委員会へ、議第89号及び議第90号については市民厚生常任委員会へ、議第91号から議第94号までの4議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）については単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会に付託いたします。議第96号から議第99号までの4議案については一括上程、一括質疑の後、議第96号は総務文教常任委員会へ、議第97号は市民厚生常任委員会へ、議第98号及び議第99号については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は、6月8日正午で締め切ったところ、14名の通告がありましたので、15日、16日は各5名、19日は4名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は28日、その他の意見書の提出期限は20日のそれぞれ正午までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果について報告を終了いたします。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から6月30日までの18日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から6月30日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、市職員の不適切な業務の処理がありましたことにつきましておわびを申し上げます。このたびの不適切な事務処理によりまして、関係者の皆様に対しまして多大なるご迷惑をおかけすることとなりました。深くおわび申し上げる次第であります。このことにより、結果として市議会議員各位を初めとする村上市民の皆様のご信頼を裏切ることとなりました。重ねておわび申し上げます。

昨年度の保育料算定時におきまして、世帯の所得算入誤りや軽減判定の見落とし、中途退園に係

る日割計算を怠るなどしていたため、29件の保育料錯誤が発生いたしました。額にして約133万円です。既に関係するご家庭へは訪問等を行い、謝罪をさせていただくとともに、経過についてのご説明をさせていただいたところでもあります。それぞれのケースにつきまして、追加納入また還付等の対応を行わせていただいたところでもあります。本件に係る当該職員また管理監督責任のある者については、6月12日付で懲戒処分を行いました。処分の内容は、担当職員が減給10分の1、3カ月が1名。同じく減給10分の1、2カ月が1名並びに管理職員が減給10分の1、1カ月としております。

今後このような不祥事を起こすことのないよう、再発防止に万全を期するとともに、全職員が一丸となって市民の皆様の信頼を回復できるよう全力を尽くしてまいります。

次に、災害の発生状況であります。平成29年第1回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書のとおり、火災は建物火災5件、車両その他火災1件で計6件であります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付資料のとおりであり、多くの善意が寄せられました。また、ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年2月から4月までの間に件数で1,085件、金額で2,756万9,047円の申し込みを受けることができました。深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） おはようございます。市長にちょっとお伺いします。

今回の市長の今の報告事項等の冒頭ですけれども、私も職員の不祥事というのをきのうニュースで聞きまして非常にびっくりということで、けさの新聞等も拝見させていただきました。非常に残念なことだと思いつつも、市長にお尋ねしたいのですけれども、ことしの春の人事異動、市長のほうから人事異動の方針という格好で、今回の人事異動については特に長かった職員を異動したと。それから、今の第2次の総合計画を実施するために来年度は、次年度はまた大幅な人事異動が予測されるから、極端に詰まりますと。各担当課の職員は特に事務の引き継ぎ事項、それから日常の業務を怠ることのないようにという文書での訓示、私もこの文書、方針を読ませていただいてごもつともなことだと思って読んだわけですけれども、今回このようなことが起きた原因は何だと思っておりますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 組織の運営に当たっては今私が人事異動の方針に定めておりますところ、議員からご披露いただいたわけでありまして、当然それをベースにして人事に当たるといのがまず基本なのだろうというふうに思っております。いかなる組織、いかなる部署においても必ずや守らなければならない部分ということを改めて記載をさせていただきました。今回のケースにつ

きましては、既にその部署で経験を有する者によって発生をした事案であります。このところにつきましては、やはり緒となる原因が発生したときに、速やかに報告がなされ、それに対する対応ができていれば、ここまでのことにはならなかったのだろうという検証をしております。したがって、組織の中における各員の業務に対する姿勢、担当職員はその業務に向かう姿勢、またそれを管理監督する側についてはその業務が適切に行われているかどうかというものの管理、これが怠っていたことによることが原因なのだろうというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 2問目のほうちょっとお伺いさせていただきます。副市長にお伺いします。

私先般6月の5日付でしたか、人事異動のファクシミリをいただいたわけですがけれども、例えば私が予測するのは、今回の事案に関係なければいいのですけれども、この事案にもし関係した人事異動であったと予測すれば、私はあってはならないことではないかと思うのです。私、これ仮定ですので、もし最終的に答えるときに全く関係ない人事異動でしたよと、その事案者でもないですよというのだったらそれで結構でございます。

私考えるには、例えばこの事案が起きたための6月5日の人事異動であれば、市長、今まで人事方針という格好で長い間置いた職員のことは異動をかけるという方針を出しているところに反してくるのではないかと。例えば私の予想する職員がそのところに当てはまるのであれば1年と2カ月しかないという格好になると思います。そういう職員になると思いますので。こういう事案が起きた場合、そこでどういうふうな対応をするかということが私担当というか、特に人事のほうを担当している副市長としてやはりあってはならないこと、再発を防ぐためにも。

それから、今こういう処分を受けた職員、非常に10分の1を3カ月という懲戒処分、職員を私経験した中でも非常に重い処分だと思うのです。非常に重いです、これは、私も経験上。これをかましておいて、はっきり言えば処分しておいて、その上なお職員を異動したとなると、その人、職員というのは非常にモチベーションが下がってしまうと思います。逆に私だったら、その担当課のほうでかなり今もダメージを受けていると思います、その職員は、反省し、立ち直るまでやはりみんなで力を合わせて守ってやるべきではないかと、いっちょ前になるというのか、それを。これ違った職員であれば答える必要なしですから。そんなところを私は非常に危惧した一人なものですから、その辺のところ副市長どのような考え方でやったのか。違ったら違ったら結構でございます。ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） お答えをいたします。

福祉課の職員につきましては、当初から一人加配をしてございました。なおかつ都市計画課においては減だというふうなことでございまして、今ご指摘のような関係は一切ないということでございます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 私きょう朝刊、日報を読ませてもらいました。総務課長にお伺いします。

私新聞読んだ最後のところ、非常に気になったのです。総務課長の発言だと思うのです。これ記事ですから、私言っていないのならそれで結構です。市民の信頼を踏みにじりと、この踏みにじりという言葉です。非常に重い言葉です。踏みにじりという言葉。職員に対しても今まで私も聞いたことのないような言葉です。私考えれば、犯罪を犯したとか、着服していたとかという行為であれば、踏みにじるという言葉を使っても当然だと思うのですけれども、ミスだと私は思うのです、事務的なミス、私考えるには。そして経験が薄かったために事務的なミスをしたのだといったときには、やはりこの踏みにじるという言葉は私は非常に重いというふうに感じました。損ないとかという言葉を使えば少しは助かるのではないかという思いでしたので。

それから、総務課長が再発防止を徹底するというので、人事を担当している総務課長として再発防止策をどういうふうに考えているのですか、ちょっと述べていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） まず、1点目の踏みにじるという言葉を使ったかどうかということなのでございますが、会話の中でそういう発言をしたかどうかというのは自信がございませんが、ただこの案件につきましては非常に時間がかかっているということと、該当する保護者家庭に対しての処理が非常に遅く後手後手になったということで、行政に対しての信頼関係は損ねたのだろうなというふうなことで、強い口調では言ったかもしれませんが。

それから、第2点目の今後の再発防止につきましては、福祉課と協議の中で一人で仕事をさせないようということと、当然主任、副任制度というのがあるわけですので、大勢の方でそういったチェック体制を必ずするようにということでお話をしたものでございます。先ほど市長にご質問がありましたことにも触れるわけでございますが、市長はかねてから仕事はチームでやりなさいということをおっしゃっておりますので、やはりチェック体制も含めてチームで仕事をやっていただく。必ず人任せ、一人の職員にお任せにすることはしないようにということで、今後そういった形で仕事に対しての考え方ややり方をお願いしたということでございます。

○3番（本間善和君） 議長、ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

10番、本間清人君。

〔10番 本間清人君登壇〕

○10番（本間清人君） 皆様、おはようございます。ただいま上程されております請願第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書でございます。こちら関しましては、請願者、村上市大工町1の4、新潟県教職員組合村上市岩船郡支部、執行委員長、高橋忠でございます。

これは毎年この時期になりますと、皆様のほうにお願いをしておる請願ございまして、政府のほうにも同じ文書で送っておりますので、内容につきましては皆様ご精査いただいているとおりでございます。毎年採択はいただいているのではございますけれども、なかなか政府のほうでこの実現がならないというのが現状でございます。少子化の中でやはり30人以下のゆとりある教育と、そして国庫負担金も前のように3分の1から2分の1に戻していただいて、各市町村、そして県の負担を少なくしていただくということが目的でございます。どうかまた皆様のご理解とご採択をいただきまして、意見書の提出をお願いしたいというふうに思っている所存でございます。

提出先といたしましては、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則の規定によって請願文書表のとおり総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第5、請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第4号 建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

14番、竹内喜代嗣君。

〔14番 竹内喜代嗣君登壇〕

○14番（竹内喜代嗣君） それでは、請願第4号について補足説明を行わせていただきます。

建設下請業者の社会保険加入問題に関する請願書でございますが、この提出者は新潟県商工団体連合会の会長、渡部睦夫さんであります。そこで商工団体連合会、ご存じない方もいらっしゃるかと思いますので、県内で主に小規模零細の業者の方が加入している団体でございます。約900名近くの会員を擁する団体でございます。

読んでいただければわかるわけではありますが、内容について若干つけ加えることがございますので、お話をさせていただきます。2月22日に建設業者の社会保険未加入問題で北陸地方整備局、新潟県土木部と交渉を行っております。その中で対応をしてくださったのは国土交通省の北陸地方整備局からは富樫建設業適正契約推進官など4名の方、県土木のほうでは結城監理課建設業室長ら2名に対応していただきました。交渉では参加者から事業主に社会保険に入れと言われたが、会社にしなければ入れないや、一人親方10人が大工1人を事業主にして社会保険に加入させられた。同じ元請でも現場によって対応が違って、何が本当なのかわからない。従業員2人だけ会社にして社会保険に入るしかない。単価は上がらないので、従業員の給与を下げるしかない。公共工事の設計労務単価は上がったというが、末端の下請単価は上がっていない。社会保険に加入しているが、法定福利費は7割しかもらっていない。このままだとやっていけないなどなど、社会保険未加入問題での行き過ぎた指導の実態や情報が混乱している現場の実情を渡部会長らが訴えました。

国、県とも社会保険加入についての問題では、下請業者の実情を踏まえた仕事をする必要があるや、国ではなかなか生の声が入ってこないなど回答がございました。それで国としては、国も県も一人親方や従業員4人以下の事業主は、社会保険に加入していなくても現場に入れるというふうに明言されております。国土交通省本省が明示していますように、この問題はもう明らかであります。ですから、この請願事項にございますように、この村上地域からも、県北地域からも大勢の方が下請として新潟まで行って働いている方もいらっしゃるわけであります。さらにまたこの地域で行われる建設関連の仕事に関しても、末端の業者のこういう社会保険加入問題での聞き取り調査をやってほしいとか、ちょっと前後しましたが、国では相談窓口を開設しているということですし、県でも担当部署をつくっているということでございました。間違った指導例を示して、ガイドラインに沿った正確な指導を徹底してください。法定福利費の支払いは当たり前となるよう、市内の建設業者に相談をしてください。この村上市でも相談窓口を設置してください。

以上の請願について採択していただくようお願いを申し上げます。補足説明とさせていただきます。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第4号については、会議規則の規定によって請願文書表のとおり経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第6 報第3号 繰越明許費繰越計算書の報告について

報第4号 繰越明許費繰越計算書の報告について

報第5号 繰越明許費繰越計算書の報告について

報第6号 平成28年度村上市上水道事業会計予算繰越の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第3号から報第6号までの4議案は、繰越計算書の報告及び上水道事業会計の予算繰越の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第3号から報第6号の4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、報第3号から報第5号の3議案は、一般会計、下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計の繰越明許費についてであります。平成29年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、報第3号の一般会計繰越明許費では、第2款総務費の戸籍住民基本台帳経費のほか11件に関するものであります。

次に、報第4号の下水道事業特別会計繰越明許費では、第1款下水道費の公共下水道改築更新経費に関するものであります。

次に、報第5号の簡易水道事業特別会計繰越明許費では、第2款施設費の施設建設費に関するものであります。

次に、報第6号は、村上市上水道事業会計予算繰り越しについてであります。平成29年度に繰り越すべき額が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設また改良費の繰越額を同法同条第3項の規定により議会に報告するものであります。

内容につきましては、第1款資本的支出の拡張事業費、村上地区第4次拡張事業及び改良事業費に関するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 報第7号 専決処分の報告について

報第8号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、報第7号及び報第8号は、いずれも損害賠償の専決処分の報告についてであります。これを一括議題といたします。

理事者から発言を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第7号及び報第8号の2議案につきまして、一括してご報告を申し上げます。

これらはいずれも50万円以下の損害賠償で、議会の委任事項のため、専決処分したものであります。

最初に、報第7号は、平成29年2月10日、岩船上町墓地内の樹木の枝が降雪及び強風によって折れ、落下したため、相手方所有の墓石の灯籠の傘部分等を破損させたものであり、修繕に要する経費として7万416円を賠償するものであります。

次に、報第8号は、平成29年3月14日、救急車で傷病者を七湊方面から南町方面へ緊急搬送中に、山居町交差点に進入したところ、左方向から直進してきた普通乗用車と衝突し、双方の車両が破損したものであります。本件事故は信号機のある交差点で発生したものであり、双方に安全注意義務があることから、過失割合に応じて相手方車両の修繕費といたしまして9万7,235円を賠償するものであります。なお、この事故による搬送中の傷病者、相手方、救急隊員に負傷者はありませんでした。

以上、ご説明をさせていただいた2件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたび報告するものであります。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 報第7号についてご質問させていただきたいのですが、恐らく市が賠償するので、この墓地というのは市営墓地の敷地内にある木の話なのだろうとは思いますが、例えばどのぐらいの枝が落ちて、墓石が破損するぐらいの枝なのでしょうけれども、例えば市の敷地ですとか市の所有しているものでこのようなことがあった場合には、全部市側としては賠償しなければいけないという何か規定というのはあるのですか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 結論から申しますと、全て賠償しなければならないことになってございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） であれば、その枝の管理とか木の管理はどこがやっているのですか。当然市なのでしょうけれども、そんな強風で折れるぐらいのそういう木を管理しているのは、管理不足だったということなのですか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（中山 明君） この件につきましては、市営の岩船上町墓地でございまして、枝につきましては太さが幹の値20センチぐらいで長さについては5メートルぐらいになってございます。かなり枝周りは2メートルぐらいになりまして、大きなものが折れた状況でございます。

私ども市営墓地の管理につきましては、松くい虫とかの関係で枯れた場合は早急に対応しているところではございますが、この件についての松は松くいのような状態ではなくて、しっかりした枝だ

ったものですから、ちょっと私どもも見落としていたのはあります。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） ちょっと関連なのですけれども、例えば南町の警察の前の通りのずっと枝があります。年に何回か枝を切ってもらって、前私も枯れた時期に枝切れればその分なくなるのではないかという話もしたことがあったと思うのですが、すぐあそこ青くなります。落ち葉物すごく出ます。でもそれもまた市の所有である木なのに、各民家にも落ち葉が影響してくるわけです。それについて何かしらの手だてをしても当たり前なはずではないですか、市の所有なのだから。その辺についてはどうなのでしょう。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（中村則彦君） 街路樹でございますので、木の管理は道路管理者でございます。道路沿線の街路樹の落ち葉につきましては、昨年議員のほうから一般質問をいただいたように、住民の皆様方の協力、そして市の管理するなど協働の精神でもってやらせていただいておりますし、宅地内に入った落ち葉等は住民の皆様のほうにご協力をお願いして、その処分をやっていただいているところでございます。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） ご苦労さまです。救急車の件なのですけれども、私議員にならずとも、救急車と乗用車がぶつかってという案件についてはあったのかちょっと私は覚えがないのですが。通常信号機に救急車来るではないですか、そうすると乗用車が来て、私が運転していれば救急車が来たら、とまって救急車優先にやるというのに、救急車も2割悪いよということではないですか、これは。それが私は不思議でしようがないのですけれども。下手すると何かの関係でいくと、救急車が例えば入ってくる時に救急車入りますよ、入りますよということを言わないで入るとだめだとか、そういったものがあるのでしょうか、その辺ちょっと。信号内に救急車が進入してくる、民間車が来る、衝突する。私はどう考えても救急車がいいのだろうという感覚でいるのですが、民間車に対して2割悪いという判断、これどうなのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） やはり交差点でありますので、私ども緊急車両ということでいろいろ緊急車両の行動をとった中で進入しているわけでありまして、やはりその中でも徐行しながら入るということは、徐行するというところでその安全確認という部分で責任があるものと考えております。

ただ、今回の事故につきましては、ちょうど村上駅のほうから来るところであったのでありますけれども、山居町交差点、あそこは右折レーンがございまして、右折の車両が何台か停止しておったために、私ども横から来る車両の発見が若干おくれた。また、来た方も右方向について若干注意

力が足りなかったと、そういうことで今回の衝突になったものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） これは民事解決での示談ということになりますが、行政処分として運転者に対する点数の減点とか、そういった行政処分はあったのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） こちら側のほうにはないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 消防士の運転についてみれば点数の減点はないということでもいいのですか。そんなことはあり得るのですか。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（長 研一君） 点数につきまして、申しわけありませんが、確認まで実は今しておりません。もしだったら戻りましてから確認した上で報告させていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

- 日程第8 議第50号 村上市農業委員会委員の任命について
議第51号 村上市農業委員会委員の任命について
議第52号 村上市農業委員会委員の任命について
議第53号 村上市農業委員会委員の任命について
議第54号 村上市農業委員会委員の任命について
議第55号 村上市農業委員会委員の任命について
議第56号 村上市農業委員会委員の任命について
議第57号 村上市農業委員会委員の任命について
議第58号 村上市農業委員会委員の任命について
議第59号 村上市農業委員会委員の任命について
議第60号 村上市農業委員会委員の任命について
議第61号 村上市農業委員会委員の任命について
議第62号 村上市農業委員会委員の任命について
議第63号 村上市農業委員会委員の任命について
議第64号 村上市農業委員会委員の任命について

議第65号 村上市農業委員会委員の任命について

議第66号 村上市農業委員会委員の任命について

議第67号 村上市農業委員会委員の任命について

議第68号 村上市農業委員会委員の任命について

議第69号 村上市農業委員会委員の任命について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第50号から議第69号までの20議案は、いずれも村上市農業委員会委員の任命についてであります。これを一括議題といたします。

ここで地方自治法117条の規定によって鈴木いせ子さんの退場を求めます。

〔9番 鈴木いせ子君退席〕

○議長（三田敏秋君） 理事者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第50号から議第69号までの20議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第50号ほか19件につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律に関係し、平成28年4月1日に改正農業委員会法が施行されたことに伴い、平成29年7月31日をもって任期満了となる村上市農業委員会委員の任命について、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

具体的には、議第50号においては大野章氏を、議第51号においては村山美恵子氏を、議第52号においては稲葉浩之氏を、議第53号においては池田千秋氏を、議第54号においては石山章氏を、議第55号においては齋藤文夫氏を、議第56号においては阿部正一氏を、議第57号においては板垣栄一氏を、議第58号においては遠山久夫氏を、議第59号においては遠藤俊樹氏を、議第60号においては増田嘉美氏を、議第61号においては船山寛氏を、議第62号においては本間裕一氏を、議第63号においては本間サヨ子氏を、議第64号においては佐藤健吉氏を、議第65号においては鈴木いせ子氏を、議第66号においては中山和衛氏を、議第67号においては菅原隆雄氏を、議第68号においては加藤孝平氏を、議第69号においては齋藤博氏をそれぞれ適任と考え、委員定数である20名を任命するものであります。

なお、略歴につきましては添付資料のとおりであり、任期につきましては3年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） おはようございます。今回6名の差しかえに当たったチェック機能の経緯というのはどのような形で進められたのか教えてもらえますか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） ただいまの質問でございますが、初めに、先ほど説明になりましたとおり、議第57号につきまして略歴が落ちていたということでもあります。その後内容につきまして再度チェックした結果、内容的にはこの事務につきましては人事案件でありましたので、私一人で書類を作成いたしました。その中で1つには関係機関、関係部署への確認が不足していたという点がございます。2点目には、私のほうで台帳から履歴等を転記する際に誤って記載してしまったということで、内容的には月、年等の誤りがあったために、大変申しわけなかったのですが、差しかえをお願いしたという内容であります。

大変申しわけございませんでした。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 農業委員会の局長が最終チェックをしたと、今回の差しかえに当たってはしたということでもいいわけですね。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） ただいまの質問ですけれども、チェックは私が行いました。それで総務課へ提出したという内容であります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） それで総務課長にお聞きします。

議第67号、この差しかえの内容、ここに差しかえたやつが来ています。それと前にある議案書の中のどこが差しかえたのですか。議第67、どこが違っているのですか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 訂正点について説明いたします。

議第67号につきまして、略歴の中で以前は2段目の中で平成55年と記載されておりました。

○19番（長谷川 孝君） 昭和55年になっている。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） はい。

○19番（長谷川 孝君） わかりました。非常に大きい間違いがあったということで、このようなことがないようにするには、総務課長、どうすればいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 長谷川さん、3問終わっています。

○19番（長谷川 孝君） 後から。

○議長（三田敏秋君） 後で聞いてください。

13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 今の長谷川議員のところ質問いたしますけれども、今の事務局の答弁だと事務局長が自分でつくって自分でやってしまったということで、それでまた直してやったということで、先ほど総務課長のほうからチームで部署をやっていくという観点から、どんな対策方法がい

いと思いますか、事務局長、教えてください。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 先ほど申し上げましたとおり、人事案件のために私一人で作業をしてしまったということでもありますので、今後は次長もおりますので、2人体制でチェックするなど、複数でのチェックを行いたいと思います。また、早目に種類等を作成しまして、確認を十分行うということを考えております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 総務課長、先ほど長谷川議員が聞いた件でお答えいただけますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 先ほども申し上げましたように、やはり一人で仕事をするということは避けると。必ず複数で仕事を推考、チェックするというところに徹底させていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 事務局長のほうで今一人でこれを作成したということなのですが、例えば略歴というのに関しましていいますと、ご本人さんたちはご自分で立候補して、恐らく農業委員会という形に自分からみずから手を挙げたわけです。そうなった場合には、恐らく経歴書を自分がつけるわけです。例えば私であれば何年何月から何月まで議員だった。何年に学校を卒業したということは、そこに今間違いがあることは、数字の間違いとか平成が昭和だったりとかという、その部分の間違いが物すごく多いわけではないですか。板垣栄一氏に関しましては市議会議員だったという略歴そのものが飛んでいる。この間違いを今事務局長一人でやったと言うけれども、本人が出した略歴のものをご自分が打ったわけでしょう。そうすると、その略歴が間違っていたのですか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 先ほど申し上げましたとおり、私のほうでパソコンするとき間違いもございませう。それと応募申請の中で月まで記入がされていなくて年までだった場合もございまして、私がそこをよく確認すればよかったですけれども、そこでの先ほど申し上げましたとおり、確認不足があったということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 本人の申請で本人が出してきた履歴書ではないですか、経歴を。それを打っているときの確かにパソコンの数字間違いはある、これは私だって、議会の答弁だって間違い文書いっぱいあります。でもそれを確認またしていなかった、確認させる仕事をさせなければいけないと今言ったばかりなのにそれもしなかったという今現状だったわけではないですか。だから打って

いるときに板垣栄一氏なんかは経歴そのもの自体が飛んでいるということに関してみれば、本人が出してきた履歴書自体が全くそれが飛んでいたのか。月今書いていなくて年だけの部分もあるというのであれば、それはご本人に確認するのが普通です。その辺はどうなのですか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 板垣さんの関係につきましては、略歴が非常にありまして、その中で私が議案として提出する際に農業に関する関係あるいは議員さんの関係等々につきまして、そこから特に重要なものにつきまして抽出をさせていただきました。その点で落としてしまったということでありまして。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 今の事務局長の言い方ですと、ほかの方もいろんな略歴あるかもしれませんが。例えば何年何月からPTA、そういう略歴の中でご自分が勝手にこれはこの略歴には関係ないことだから、自分で飛ばしてしまったという言い方ですけども、その理解でいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小川寛一君） 名前出して申しわけございませんが、板垣さんにつきましては略歴が本当に多くございまして、先ほど申し上げましたとおり、農業関係あるいは議会関係等につきまして抽出をさせていただきました。その他の方につきましては、どちらかといいますと、農業関係だけでございましたので、そういう抽出というのは行っておりません。

○議長（三田敏秋君） ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから採決に入るのですけれども、休憩入れたほうがいいでしょうか。

〔「休憩」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 午前11時10分まで休憩といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

消防長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで消防長より発言を求められておりますので、これを許します。

消防長。

○消防長（長 研一君） 先ほどの姫路議員の質問につきまして、確認とれましたので、お答えしたいと思います。

この事故にかかわりましてけが人が全くありませんでした。そういうことから人身事故扱いにならず、両運転者ともそういった点での罰則はなしということで確認とれましたので、ご報告させていただきます。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

○議長（三田敏秋君） 議第50号から議第69号は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決いたします。初めに、議第50号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第51号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第52号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第53号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第54号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第55号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第56号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第57号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第58号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第59号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第60号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第60号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第61号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第61号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第62号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第62号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第63号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第63号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第64号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第64号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第65号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第65号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第66号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第66号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第67号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第68号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

最後に、議第69号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第69号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで鈴木いせ子さんの入場を認めます。

〔 9 番 鈴木いせ子君入場 〕

日程第 9 議第 7 0 号 専決処分の承認を求めることについて

議第 7 1 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第 9、議第70号及び議第71号は、いずれも条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第70号及び議第71号の 2 議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第70号は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、村上市税条例等の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容といたしましては、個人市民税では平成31年1月1日施行による配偶者控除、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限引き上げに伴い、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に名称変更するものであります。また、平成29年3月31日施行により、住宅借入金等特別税額控除の適用を2年間、同年4月1日施行による肉用牛の売却に係る課税の特例措置を3年間延長するものであります。

法人市民税では、税源の地域間の偏在性を是正することを目的に、平成31年10月1日施行による

法人税割の税率を「100分の12.1」から「100分の8.4」に引き下げるものであります。

固定資産税では、平成29年4月1日施行による企業主導型保育事業の用に供する固定資産並びに家庭内保育事業などの用に供する家屋及び償却資産について、地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例を導入し、5年間の軽減措置を設けるものであります。また、耐震改修または省エネ改修が行われ、長期優良住宅の認定を受けた場合の減税の申告についても規定を追加するものであります。

軽自動車税では、平成29年4月1日施行によるグリーン化特例について見直しを行った上で、2年間延長するとともに、平成31年10月1日施行により、「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に名称変更することに伴う既定の文言整備、並びに自動車購入時の自動車取得税が廃止され、新たに環境性能割を導入した軽自動車税環境性能割を主税とすることに伴い、規定を追加するものであります。

次に、議第71号は地方税法施行令等の一部を改正する政令が、平成29年3月31日に公布されたことに伴い、村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

主な改正内容といたしましては、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額を「26万5,000円」から「27万円」に、2割軽減の対象となる世帯では、被保険者数に乘すべき金額を「48万円」から「49万円」とするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第70号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第70号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第70号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第71号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第71号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第71号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第10 議第72号 専決処分の承認を求めることについて

議第73号 専決処分の承認を求めることについて

議第74号 専決処分の承認を求めることについて

議第75号 専決処分の承認を求めることについて

議第76号 専決処分の承認を求めることについて

議第77号 専決処分の承認を求めることについて

議第78号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第72号から議第78号までの7議案は、いずれも平成28年度一般会計及び各特別会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第72号から議第78号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案は、平成28年度村上市一般会計及び各特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

最初に、議第72号は、平成28年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてであります。各課にわたり事業費の確定などによる所要の調整を行い、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億5,590万円を減額し、予算の規模を337億1,050万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入において、第2款地方譲与税から第15款県支出金までについて、交付額等の確定による精算処理を行いました。また、第18款繰入金では1,730万円を、第

21款市債では7,420万円をそれぞれ減額し、所要の調整を行いました。

歳出においては、第2款総務費で総合計画策定経費などの確定により607万7,000円を、第3款民生費では児童手当等支給額の確定などにより1億2,647万3,000円を、第4款衛生費では予防業務経費及びごみ清掃対策経費などの確定により7,244万3,000円を、第5款労働費では職業訓練事業補助金の確定により58万3,000円を、第6款農林水産業費では農地等経費及び農地・水・保全管理支払経費などで事業費の確定により1億5,650万8,000円を、第7款商工費では物産振興経費などの確定により4,165万2,000円を、第8款土木費では道路対策事業経費及び除雪対策経費などで事業費の確定により48万1,000円を、第9款消防費で防災対策一般経費の確定により57万円を、第10款教育費では特別支援教育経費などの事業費の確定により5,004万8,000円をそれぞれ減額いたしました。

なお、第2表、地方債補正は、それぞれの起債について借入額の確定により限度額を変更したものであります。

次に、議第73号は、村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算総額からそれぞれ1,270万円を減額し、予算の規模を5,950万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入において、第1款売上金ではスキー場売上金で23万5,000円を、第2款使用料及び手数料では一般使用料430万円を、第3款繰入金では一般会計繰入金748万8,000円をそれぞれ減額いたしました。

また、歳出においては、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費1,270万円を決算見込みにより減額をいたしました。

次に、議第74号は、村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,580万円を減額し、予算の規模を78億260万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入において、第1款国民健康保険税では5,299万8,000円を追加し、第9款共同事業交付金では保険財政共同安定化事業交付金などで7,143万2,000円を、第11款繰入金では8,123万6,000円をそれぞれ減額するなど、決算見込みにより所要の調整を行いました。

また、歳出においては、第7款共同事業拠出金で高額医療費拠出金の確定により8,559万8,000円を減額いたしました。

次に、議第75号は、村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ60万円を追加し、予算の規模を6億2,210万円といたしました。

補正の主な内容といたしましては、歳入において、第1款後期高齢者医療保険料から第5款諸収入までについて決算見込みにより所要の追加を行いました。

また、歳出においては、第2款後期高齢者医療広域連合納付金で負担金の確定により35万5,000円を追加をいたしました。

次に、議第76号は、村上市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,520万円を減額し、予算の規模を51億9,130万円といたしました。

補正の主な内容としたしましては、歳入において、第4款繰入金では一般会計繰入金385万2,000円を、第6款諸収入では排水設備等設置資金貸付金収入などで714万8,000円を、第7款市債では1,420万円を事業費の確定によりそれぞれ減額いたしました。

また、歳出においては、第1款下水道費で公共下水道建設経費など2,510万5,000円を事業費の確定により減額をいたしました。

なお、第2表、地方債補正は、借入額の確定により限度額を変更したものであります。

次に、議第77号は、村上市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,440万円を減額し、予算の規模を11億1,320万円といたしました。

補正の主な内容としたしましては、歳入において、第4款繰入金では一般会計繰入金75万3,000円を、第6款諸収入では排水設備等設置資金貸付金収入などで984万7,000円を、第7款市債では380万円を事業費の確定によりそれぞれ減額をいたしました。

また、歳出においては、第1款集落排水費で農業集落排水建設事業経費など1,437万1,000円を事業費の確定により減額いたしました。

なお、第2表、地方債補正は、借入額の確定により限度額を変更したものであります。

最後に、議第78号は、村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ200万円を減額し、予算の規模を8億3,830万円といたしました。

補正の主な内容としたしましては、歳入において、第3款国庫支出金では簡易水道統合整備事業費補助金で事業費の確定により628万3,000円を、第4款繰入金では一般会計繰入金で757万3,000円をそれぞれ減額し、第6款諸収入では消費税等の確定により1,185万6,000円を追加をいたしました。

また、歳出においては、第1款総務費で消費税等の確定により200万円を減額いたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） それでは、一般会計のほうから質問させていただきます。

一般会計の15ページになります。収入の部で商工補助金50万円、新規という格好で50万円上がっていますが、新規について支出のほうでどんな格好で出ているのでしょうか、どういう事業の内容ですかということをお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 商工費補助金の買い物利便性向上ビジネス支援事業費補助金ですが、これ県の補助でございまして、産業支援プログラム補助金を使って荒川地区で店舗改修と、それから訪問販売やられた事業者に100万円の補助金を出させていただきました。それを県と相談したところいい事業だということで採択を受けて、年度内に補助金採択を受けたということになります。

支出については既に支出済みでございます。今回の補正にはございません。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） わかりました。了解しました。

続きまして、学校教育課の課長、ページ数29ページになりますか、介助員賃金というもの、小中学校とも大きな減額しているわけですがけれども、当然介助員という今の勤務時間体制はどうなっていますか。中学校で結構でございます。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（木村正夫君） 介助員については6時間勤務だというふうに思っています。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 6時間は結構なのですがけれども、何時から何時まで勤務しているか聞きたい。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 学校によって、それから生徒の状況によって違っております。早目に出てくる方もおれば、1時間おくれで夕方遅くのほうが効果があると学校が判断した場合はそのような勤務状況になっております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 教育長、私調べたというか、父兄の皆さんからこんなお話を聞いて実情を伺ったのです。そうしたら朝おおむね8時15分、帰りが3時だそうです。6時間勤務という格好で、これは臨時の職員ですから6時間勤務というのは当たり前という格好で、どこの臨時の職員もそういう格好をとっているわけですがけれども、しかし子供の授業というのは6時間目、中学校にするとご存じのとおり3時40分なのです、3時40分。ということは、空白の40分が山北中学校でも出ているし、朝日中学校でも出ている。私聞いてみたのです。いないのです、介助員が。子供は授業をしていると。特別教室で全部と一緒に同じ教室でやっていると、支援の専門の先生がいるからいいのですがけれども、中学校の場合、1年生から3年生まで、3年生が体育の授業だとか家庭科の授業になると別の教室に行ってしまうと、6時間目は、6時間目始まるのは2時40分が2時50分ごろから3時40分まで。ただし、介助員というのは3時になればもう勤務時間が終わりということではなくなってしまおうようなのです。もう一度その辺のところ、私6時間を長くせいというのではなく、6時間というのはこれは臨時職員ですから、これはどうしても規定ですのでそれでいいのですけれども、やはり必要な科目があった場合には介助員さんは子供が授業を受けている場合は置くべきではないかと、臨時の職員だと1時間の時間外つけることのできるのですから、そのように検討していただきたいと思っておりますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 原則的に配置された介助員の数で先ほど述べたように早目の勤務、それから遅目の勤務と振り分けて勤務させるのが一番ベストだと思います。ただ、状況によって本当に終日児童生徒がいる時間帯にどうしてもいなければならないという場合は、また学校の事情も考慮し

て人数を多くするなど検討していかなければならないと思います。

○3番（本間善和君） よろしくお願ひします。現状を見てください。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） 私の所管なのですけれども、専決なのでご質問させていただきます。

議第73号なのですが、蒲萄スキー場、当然確定されてこういう補正が出てきているのだと思うのですけれども、9月議会には決算が出てくる。その前にこのような補正できているというのはどういふことなのかなとちょっと考えてはいたのですけれども。実質今確定して営業日数、蒲萄スキー場の。ほとんど収入のほうの歳入が半分ぐらいですよ、初めの計上している補正前の額に比べますと。そうすると、そのもくろみが当然違ってきているのだらうと思うのですが、確定した営業日数、それを教えていただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 51日間でございます。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） そうすると、最初に予算を組む際の営業日数、それと実際の入場者数というのですか、それに比べて結果的なものはどうだったのか、その辺も全てちょっと教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 例年74日程度の入で見ておりますけれども、ご存じのように少雪の関係等がございまして51日で、使用料のみならず売上金、リフト使用料含めましての減額となったことでございます。あとその分で一般会計からの繰り入れも減っているという構図になっております。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） そうすると、今回市長のほうから蒲萄スキー場に関しては今後の方針なんかもお話あるようなことを前回話していましたが思ったのですが、その中で歳出のほうなんかでもやっぱり当然日数が少ない分でも全部減額というご理解でよろしいのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 商工観光課長。

○商工観光課長（竹内和広君） 原則そうなっております。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 議第72号の20、21ページ、衛生費の中の清掃費についてですけれども、水質検査の委託料が175万4,000円減額になっておりますけれども、こういったものは大体決まっているのですけれども、どのような形で減額になったのですか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（中山 明君） これは入札による請け差でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それともう一点、最後の議第78号の簡易水道の関係なのですが、国庫補助金628万3,000円減額で一般財源で更正されておりますけれども、この減額についてはいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 水道局長。

○水道局長（川村甚一君） この補助金につきましては、ご案内のとおり神林地区の南大平・指合・河内地区簡易水道の統合整備事業にかかわるものでございまして、昨年国の2次補正、この際に申請をいたしまして、その際に確定をいたしましたところ、当初予算よりこの部分が減額になったということでございます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第72号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第72号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第72号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第73号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第73号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第73号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議第74号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第74号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第74号は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、議第75号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第75号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第75号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第76号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第76号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第76号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議第77号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第77号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第77号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

最後に、議第78号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第78号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第78号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 日程第11 議第79号 村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第81号 村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議第82号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結について
- 議第83号 荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業戸別受信機購入契約の締結について
- 議第84号 消防ポンプ自動車（CD 型）購入契約の締結について
- 議第85号 消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 議第86号 山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について
- 議第87号 市有財産の譲与について
- 議第88号 市有財産の譲与について
- 議第89号 村上市医学生修学資金貸与条例制定について
- 議第90号 村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第91号 市道路線の認定について
- 議第92号 市道路線の廃止について
- 議第93号 村上市上下水道事業審議会条例制定について

議第94号 11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)購入契約の締結について

○議長(三田敏秋君) 日程第11、議第79号から議第94号までの16議案を一括して議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第79号から議第94号までの16議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第79号は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、農業委員会等に関する法律の改正による農地利用最適化交付金を、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に反映させる区分を設けるもの、また過疎地域等における集落対策推進制度として定められている集落支援員の設置に伴い、報酬区分を設けるものであります。

次に、議第80号は、村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、議第87号及び議第88号、市有財産の譲与におきましても提案しておりますが、平成21年に制定いたしました村上市行政改革大綱の施設見直し計画に基づき、集落集会施設を関係地縁団体へ移譲するものであります。このたび大沢集落開発センターと堀ノ内ふれあいセンターの2施設を関係地縁団体へ譲与することに伴い、本条例から削除するものであります。

次に、議第81号は、村上市立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、村上市立小中学校望ましい教育環境整備計画方針により、小中学校の統合に係る事務を進めているところであり、各地区学校統合推進委員会においてもご承認をいただいたところであります。このことから、今後の学校統合予定年次により設置条例に所要の改正を行おうというものであります。

次に、議第82号は、荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業同報系デジタル無線工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決をお願いするものであります。このたびの工事についてであります。防災行政無線につきましては原則1市1波で運用することとされておりますが、現在本市においては荒川地区とその他の地区では異なる周波数で運用されており、周波数を統合するため屋外拡声子局更新21カ所、新設6カ所、撤去3カ所のほか、親局、通信所設備更新6カ所の改修工事を行うものであります。また、本工事に関する契約につきましては、現在荒川地区以外の防災行政無線で使用している三菱電機株式会社から事業譲渡を受けた西菱電機株式会社の県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と随意契約による1億4,580万円で契約しようとするもので、平成29年4月26日に仮契約を締結したものであります。

次に、議第83号は、荒川地区防災行政無線(同報系)再整備事業に伴い、荒川地区に設置してい

る戸別受信機の入れかえに必要な荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業戸別受信機購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものであります。本案は、周波数の統合に伴い、荒川地区に設置されている戸別受信機を統合後の周波数で受信可能な受信機に入れかえるため新規に購入するもので、今年度と次年度の2年間で2,800台の購入を予定するものであります。戸別受信機の入れかえは、荒川地区防災行政無線（同報系）再整備事業同報系デジタル無線工事との兼ね合いもあることから、平成30年度に行う予定であります。購入に当たりましては、荒川地区以外の防災行政無線で使用している三菱電機株式会社から事業譲渡を受けた西菱電機株式会社の県内唯一の代理店である藤島無線工業株式会社と随意契約により1億2,398万4,000円で契約しようとするもので、平成29年4月26日に仮契約を締結したものであります。

次に、議第84号は、消防ポンプ自動車（CD型）購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものであります。本案は、神林分署に配備をしております消防ポンプ自動車を更新するものであり、購入予定の消防ポンプ自動車については添付資料にお示しのとおりであります。入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、5月18日に消防ポンプ自動車取り扱い業者6社による指名競争入札を執行し、株式会社宮島工業所と契約金額3,997万2,069円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第85号は、消防団消防ポンプ自動車、消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものであります。購入予定の消防資機材についてであります。消防団配備用の消防ポンプ自動車1台、普通積載車車両のみ1台、軽積載車車両のみ4台、小型動力ポンプ10台を更新するものであります。入札に当たりましては、専門的で特殊な技術を要することから、5月18日に消防ポンプ自動車取り扱い業者5社による指名競争入札を執行し、株式会社宮島工業所と契約金額6,208万5,580円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第86号は、山北総合体育館耐震補強・大規模改修（建築）工事の工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決をお願いするものであります。本案は、平成26年度から平成27年度にかけて実施した耐震診断の結果を踏まえた耐震補強工事とあわせて、老朽化の対応と利便性向上を図るための大規模改修工事を行うものであります。入札に当たりましては、5月23日に5つの特定共同企業体による一般競争入札を執行し、富樫・カエツハウス・又助特定共同企業体と契約金額3億6,504万円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第87号及び議第88号は、市有財産の譲与についてであります。先ほどの議第80号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についての提案理由でご説明を申し上げましたとおり、議第87号は堀ノ内ふれあいセンターを堀ノ内区に、議第88号では大沢集落開発センターを大沢区それぞれに、関係地縁団体へ譲与するものであります。

次に、議第89号は、村上市医学生修学資金貸与条例制定についてであります。本案は、市内医療

機関における医師不足が深刻である現状を踏まえ、医師確保対策の一環として修学資金制度を創設するものであり、将来市内の医療機関で医師として従事しようとする医学生に対しまして、修学資金を貸与することにより経済的負担を軽減し、必要な医師を確保して、安定的な医療体制の整備を図ることを目的とするものであります。

次に、議第90号は、村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、本年9月1日から施行されます新潟県重度心身障害者医療費助成事業実施要領の一部改正により、新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者が対象となることに伴い、同対象者を追加するものであります。

次に、議第91号は、市道路線の認定についてであります。本案は、岩船上大町地内の民間開発行為に伴い、帰属を受けた1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第92号は、市道路線の廃止についてであります。本案は、森林基幹道岩船東部線の整備に伴い、笹平地内の市道山ノ花・上山田線が重複することから、路線を廃止するものであります。

次に、議第93号は、村上市上下水道事業審議会条例制定についてであります。本案は、本市の水道事業及び下水道事業の適正な運営を図るため、それぞれの事業運営に必要な事項を調査審議していただく附属機関を設置するため制定するものであります。現在、水道事業及び下水道事業とともに使用料金のうち、基本料金につきましては平成26年度から平成30年度までの5カ年で全地区が同一となるよう段階的に調整を行っているところでありますが、基本料金統一後は従量料金につきましても統一を図ることとしておりますので、本審議会において審議を行っていただくことといたしております。また、簡易水道事業及び下水道事業につきましては、現在平成32年度からの地方公営企業会計への移行準備を進めているところであります。今後上下水道の各事業が安定したサービスを継続して提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上なども含め、本審議会において調査審議を行っていただくものであります。

次に、議第94号は、11t級除雪ドーザ(サイドスライドアングリングプラウ)購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものであります。本案は、老朽化に伴う除雪車2台を更新するものであり、購入予定の車両については添付資料にお示ししたとおりであります。入札に当たりましては、平成29年4月26日に3社による指名競争入札を執行し、コマツ建機販売株式会社関越カンパニーと契約金額2,881万3,782円で仮契約を締結したものであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

先ほどの議第87号及び議第88号、市有財産の譲与についての提案理由の説明の中で、それぞれの当該施設につきまして議案番号と私が申し上げましたセンターまた譲与をする区の名称が逆になっておりましたので、訂正をさせていただきます。

大変失礼いたしました。

○議長（三田敏秋君） ここで昼食休憩のため、午後 1 時10分まで休憩といたします。

午後 0 時 0 2 分 休 憩

午後 1 時 1 0 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから議第79号から議第94号までの一括質疑を行います。

3 番、本間善和君。

○3 番（本間善和君） 所管外なのでちょっとご質問させていただきます。

議第79号でございます。79号の集落支援というものを新たに追加したと、18万3,200円、月額という格好で記載されております。今回私、第2次の総合基本計画の中にも地域の活性化の推進というところに集落支援制度の導入を推進するという1項目、多分これに当たると思うのですが、これは自治振興課長、今後の予定、この附則、施行期日を見ますと、10月の1日から施行という格好になっていますが、当然私当初予算も見たけれども、予算書には上がっていない。今後の予定、スケジュール、私非常に注目しているのはどういう作業、どういう内容をしてもらうのかということを一括で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 自治振興課長。

○自治振興課長（川崎光一君） 集落支援員につきましては、今担当課のほうで検討しておりまして、10月に導入を予定して事務のほうを進めております。

そして内容としましては、いろいろと地域の实情に詳しい方を委嘱しまして、その方が集落の現況調査、それから集落内の点検、それを受けまして、集落の方々と話合いを、そういった場をつくります。そして最終的には皆さんの話し合いの中から出てきた課題であるとか、そういった活性化事業の推進を行います。最終的には、具体的にはどういった内容かと申しますと、新しい事業、課題解決、それぞれ集落にある課題に対する解決事業であったり、お祭りの復活であったり、それからこれまでの活動の拡充であったり、あとコミュニティビジネスであったり、いわゆる最終的には地域おこし協力隊と同じような活動になります。そのようなことで現在導入を進めております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3 番（本間善和君） 2 問目になります。議第89号、村上市の医学生のことについて担当課長のほうにお伺いしたいと思います。

私この条例案を見ますと、対象者というのは多分全国の医学を目指す生徒というのが、そういう人が対象になり、非常に私は幅広い取り組み。特に村上市が抱えている医師不足に対して非常にいい条例案だと、私は非常に賛同しているところですが、対象者が全国だということでのどのようなPRの仕方を学生に対しての考え方をしていますか、広報のあり方です。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 広報のあり方につきましては、今回の補正予算で周知用のリーフレット、パンフレットを作成したいと思ひまして、それを市内の中学校や高校あと病院関係、医師会、新潟大学とか新潟大学の医局とか県、関川村、粟島浦村、広くパンフレットをもって周知したいと思っております。また、ホームページ等でも掲載していきたいと考えております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 課長、ぜひとも私全国の医学生を目指す方を対象にしている条例ですので、新潟県内なんていう、県内はホームページでいいのだというようなことではなく、もっともっと幅広いPRの仕方を検討していただきたいと、そう思っていますので、せっかくつくったパンフレット、PR、全国に配るのだというぐらいの意気込みでひとつお願いしたいと、そう思っております。以上です。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） お伺いします。

今ほど言った議第89号、この医学生の関係なのですけれども、当市においても村上総合病院が移転するという事で、非常に医師不足が重要な問題であるわけなのですけれども、この中の返還債務の当然免除というところ、第8条の（1）、いろいろと書かれていますけれども、この年数、こういったことについては他市のやっているような状況とかどんなふうな考え方でこれ捉えたのですか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） こちらにつきましては、新潟県や他市の状況を踏まえまして、関係者と協議しながら考えたものでございます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） やめることなんて最初から考えるとうまくないのですけれども、ということはこれに限定した以外であれば、当然免除はしなくてもいいというような格好になるわけなのですけれども。もう一つ、この件で最後の13条のところ、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。こうなっておりますけれども、一般的に条例出す場合にはこういった形が普通なのですか。条例を決めて、規則に関しては後で決めると。というのは、この議会で審査しているわけなのですが、条例は審査できますけれども、規則に関しては私ども審査できないわけですので、その辺に関してお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 条例の提案案件一般に関することだというふうに捉えましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひますけれども、条例につきましては議会のご議決によって決定をいただきます。規則につきましては、市長の全権事項ということで定めさせていただいてい

るわけでありまして、あくまでも条例の枠から外れるような規則というのは当然あり得ないわけでありまして。これまでもこの条例を位置づけるために、その裏づけとしてどういうふうな規則が予定されているのかということで、議会の皆様方に参考資料でお示ししたことはあるわけでありまして、ケース・バイ・ケースでそういうふうな対応をとらせていただいております。

今回は条例の中に細かく方向性を規定をさせていただいておりますので、これに基づいてその枠の中で個別具体的な事務の部分につきまして規則で決めていくということで、現在取り組みを進めていこうと考えているところであります。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 1番、小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） 私も議第89号、今ほどお話ありました第8条、（1）の部分なのですが、今担当課長のほうから他市の状況も踏まえてこの数字を出したというお話がありましたが、他市の状況を見ると制度自体の中身が9年であったりとか、貸与期間の1.5倍というところが多いように私は見受けられますが、4年と打ち出した根拠をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 申しわけありませんでした。研修期間の12年と4年との関係については、当市の独特のものでありまして、他のところは市で病院を持っていたり、勤務体制をそのままいけるような状況で長いところは多かったのですが、当市については市で持っている病院もないため、医師会の役員会等に聞きまして、現実問題として当市に勤務できる期間、それと猶予期間、指定された期間を定めさせてもらったものであります。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○1番（小杉武仁君） 恐らく医師会の皆さん方の意見が多く含まれていると思いますが、4年の中でこの条例を見ると、どれだけの人を対象としてつくられているような内容になっているのでしょうか。初年度どれだけの人を対象として考えられているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 私立大学生1名、国立大学生の1名の2名を当初予算として考えております。

○1番（小杉武仁君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） 13番、姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） きょうも日報の新聞記事に出ておりました、この件に関してみれば、この制度を利用する学生を毎年、今課長からご答弁ありましたように、私立の学生1名と、国公立関係1名ということは2名を、通れば来年度4月から実施していきたいということでの新聞記事でございます。それでいくと村上市が負担する奨学金というか、学生の修学資金は2人で月45万円、掛けることの12カ月で540万円の支出が出てまいりました。学生が6年間大学に行くということになりま

す、最低でも。そうすると6年掛けることの540万円、そうすると2人で6年後に3,240万円を負担していくわけです、村上市で。6年後からは毎年3,240万円ずついわゆる修学の学生さん2名、1名私立、1名国立と考えて出していけるわけです。その負担は毎年3,240万円ずつ負担していくということに関してどのように、それは安いのか高いのかも含めて、市長としてどんなふうを考えていますか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 安い高いという議論というのは、またいろいろな切り口があるのだらうと思いますけれども、まずもって新潟県における医師の偏在化、これを是正していくための方策。それと今ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたとおり、村上市独特の2次医療機関を含めた医療体制の部分があるものですから、その中でやはり医師のパイを大きくしていかなければならない。まして加えて村上市に目を向けていただく必要がある。ここを選択してもらわなければ幾らドクターの数がふえても、村上市内における医療機関は充実していかないわけであります。

それと今後の財政計画の中で、さんざん議論をさせていただいてこの制度設計に至ったわけでありますけれども、かなりの投資をここでやっていく。これは募集する方々がまさに100%いるかいないかにも大きく左右されます。私立のみであったり、国公立のみであったりというケースもいろいろあるとは思いますが、その中でしっかりとこの中で医師として位置づけられる人材を育成していくところを当面取り組みを進めたいということ考えているところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） わかりました。この制度をスタートさせると、毎年2人ずつの医師になろうという方々に対してこうやって今みたいに年間3,240万円ずつ。6年後には毎年12名の方々にその支援を行っていく村上市があるという考え方に変わるわけですが、医師免許の取得後、そのかわり4年間は村上市に勤めてくださいよと、村上市の指定医療機関に勤めてくださいと。そうすればその3,240万円は要りませんと。私立のほうでは2,160万円、国公立の方には1,080万円を支給するわけですので、それは要りませんよということに条例見るとなっているわけがございます。

日報の記事を読みますと、4年間という、先ほどもちょっと質問ありましたけれども、4年間という期間については地元医師会などと協議し、昨今の医師を取り巻く環境を考慮し、有効に機能すると判断したと、そういうふうに市長が判断したのでしょうか、今の答弁でわかりますけれども。医師会とどういう場の会議の中で、どういう協議のやり方をとったのか。どういう場でどういう協議で、どういう話し合いを医師会とやったのか、いつごろなのか。というのは、私これ時期尚早のように思えてしょうがないのです。もう少し協議、それを導入するための何かの委員会なり何かの協議会なりをつくって、しっかりと収支も含めてもう少し内容を確認した上でつくってもらいたいなと、こういう気持ちがあるものですから、どんなふうにして医師会と話をしたのか。ただ、そこら

辺のお医者さん1人、2人と市長が話しして、そうだけみたいに決めた、そういうことはないと思いますけれども、その辺いつ、どういう医師会との協議を持たれて会議をしたのか、これをちょっと教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 具体的なこの制度設計に至った部分のスケジュール的なものを、もし課長が把握していれば答弁させていただきたいと思いますけれども、その前段として既に成功した事例が幾つかあります。新潟県のほうの地域枠の部分についてはもう動き出しています。そういうことでやはり前例がありますから、その中で村上市、偏在している県北の地域としての自治体として医療機関のドクターに対する立ち位置、そういうものを捉えたときに、やはりここは若干苦戦を強いられる地域であります。ですから、この地域全体、たまたまと申しますか、村上総合病院が厚生連が今移転新築するわけでありまして、具体的に聞くとやはり研修医が選択できる医療機関というのは、やはり高度な医療技術を習得できるような場所であったり、施設も設備も含めてであります。こういうものがあるわけでありまして、まさに今が好機ではなからうかなと。これは一刻も早く始めることによって、医療資源としてのドクターを育成していくことができるわけでありまして、まさに今のタイミングかなということでありまして。これについては私のほうから担当課のほうに、実際に今議員がおっしゃるとおり、やろうと思ってもそれが絵に描いた餅ではどうしようもないわけでありまして。しっかりとこの地域で機能する仕組みでなければならない。そのためには医師会は当然でありますけれども、現在の2次医療機関の現場、こういうところ。また、これまで取り組みをした県内の各自治体また県、そういうところの情報についても十分掌握をして、制度設計に当たろうということでスタートさせていただきました。

スケジュール的なこと、もしわかるようであれば課長のほうから答弁させます。

○議長（三田敏秋君） 保健医療課長。

○保健医療課長（信田和子君） 詳細なスケジュールではございませんけれども、昨年度の11月から始まりまして1月にかけて村上総合病院、あと徳洲会、県立坂町病院というような各病院のほうに直接出向いて、この制度の周知とまた賛同のほうを確認しております。あわせて医師会の会議のところの日程的な記録はございませんが、医師会の役員会にも諮ったということで聞いております。そのほか県のほうにも担当のほうで出向いて指導を仰ぎ、なおかつ市内の高校の進路担当のほうにも内容を聞きながら進めていったというところで聞いております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○13番（姫路 敏君） この条例の目的を市長当然ご存じでしょうけれども、見ると修学資金関係の目的の第1条です。途中から読みます。目的の一番最後の部分、指定病院において必要な医師を確保し、もって村上市における安定的な医療提供体制の整備を図ることを目的とする。いわゆる奨学

金制度を見る限りですと、医師を育てるといのがここにあつて、村上市が医師を育てるのに貢献するのがあつて、そしてもう一つ、本当の目的といのがもう一つ存在してくるわけです。医師不足の解消、そして医師をしっかりとキープしていきたいといのがここにある。

私、これだと非常に、この条例だと一石二鳥のように思えますけれども、非常に私は難しいと思います。ずっと追つていかなければいけないのです。毎年12名の方々に対して奨学金を3,240万円、市民の税金です。これを投入し続けて、よそから来た人にもあげます。投入し続けて、そのものがしっかりと村上市に根づくかという部分が非常に心配だし、ずっと12年間追つていかなければいけない、卒業後も。だから、私はもし医師不足の解消、そしていわゆる最後にある目的の医療提供体制の整備を図るといならば、修学金の条例ではなくて、臨床研修を終了した、私適当に言つていますよ、私の考えを言つていますから。私考えたのです。臨床研修を終了した35歳未満のお医者さんの方で、村上市の指定する病院に4年以上勤務するといことを前提に就職された場合、お医者さんが村上市の機関のところに着職された場合、4年間は勤めようとする場合、初年度1,000万円を負担いたします、村上市で。残り3年間を私立であれば380万円ずつ3年間やりましょう。いわゆるお医者さんからの給料はもらうけれども、そのほか村上市にそれだけ貢献してくれるのだから、村上市としてその分あなたに差し上げましょうといつたほうが、医師を見つけてくるのは指定病院になっている院長方々、物すごく医師を探し回るわけです、来ないか、来ないかと。うちに来れば村上市からもこれだけのバックアップがあるのだといこのほうが物すごく即戦力があるのです。いわゆる育つたお医者さんに来てもらう、村上市が育てていくといことではなくて。私はどうもそこがちょっと2つを両立させようと思つてもなかなか難しい。

我々の医師不足は今すぐにでも欲しいわけです。それをまず6年待つて、その後医師の免許取つてから2年間の間の免許とりなさいよ。でないと返還してもらいますよ、これ見ると。そんな余裕なんかない、この地域に。それよりもそれだけの金をどうせ投入するのであれば、お医者さんの免許を持っている人にこつちへ来てもらつて十分働いてくれと。村上市はこれだけの給料面でバックアップするといつたほうが、そういう条例をつくつたほうが私は物すごく実用的で当てはまると思つたのです。難しいかもしれないけれども、市長どうですか、こういう考え方も。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 選択肢としては制度設計上あり得るのだろうといふふうに思つております。過去に例えば私が直接2次医療機関の院長さんを中心にいろいろお話を聞いたときに、例えばこういう形のバックアップ、例えば住宅を用意したり、それに係る生活費を用意したりとかといろんなことをしたときに来てくれますかねとい話をしました。可能性としてはあるけれども、なかなかパイが小さい中で、この地域のこの病院を選択してくれるといのがなかなか難しいかなといお話は直接お聞きをしたことがあります。

加えて、実は修学支援のやり方でドクターを育てていこうといベースに、もう一つ一昨年来取

り組んでおりますキャリア・スタート・ウィーク、これの中で中学生の子供たちが毎年毎年ふえていっているのですけれども、村上総合病院でやる医療の現場の体験学習、これが非常に効果を出している。ぜひ僕は大人になったら医者になりたいという子供さんがいらっしゃるということであり、そんなお話も聞きながら、この地域の中の人材を育てていくという側面もやはり必要なかなというふうに思っております。今議員ご承知のとおり、全国の医師の数、これをやはり医療機関ごとで取り合いをしているような状況であります。その結果が今の新潟県が置かれている状況なのだろうというふうに思っております。ですから、その中でいろんな方策があるかと思えますけれども、このたび市としては集落支援をしながらドクターを育てていくというこの制度の設計をさせていただいたということでもあります。

○13番（姫路 敏君） それだけ大きな税金を払っていく、4年間勤めれば3,240万円掛けることの4年にしても1億3,000万円、私はそのお金を来てくれるお医者さんに提供したほうがずっと即戦力になるのだろうと、こういうふうに思ったのでお話ししたのでございます。

それはこの条例は今こうやって出てきたわけですので、中身を精査しますけれども、所管外でありますので、こうやって聞きました。

○議長（三田敏秋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第79号から議第94号までの16議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によってそれぞれ議第79号から議第88号については総務文教常任委員会に、議第89号及び議第90号については市民厚生常任委員会に、議第91号から議第94号については経済建設常任委員会に付託いたします。

日程第12 議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第95号 平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第95号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,600万円を追加し、予算の規模を331億2,740万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入において、第14款国庫支出金では地方創生推進交付金594万円を、第15款県支出金では地域自殺対策緊急強化事業市町村事業補助金などで1,305万7,000円を、第19款繰越金では前年度繰越金1億1,980万3,000円を、第20款諸収入ではコミュニティ助成自治総合センター交付金などで720万円をそれぞれ追加をいたしました。

また、歳出においては、第2款総務費では協働のまちづくり推進事業経費などで2,430万8,000円を、第3款民生費では重度心身障害者医療費助成経費などで1,494万1,000円を、第4款衛生費では自殺予防対策事業経費などで266万6,000円を、第6款農林水産業費では農地等経費などで4,458万9,000円を、第7款商工費では観光諸施設経費などで420万円を、第8款土木費では市道整備事業経費などで435万6,000円を、第10款教育費では小学校施設改修経費などで5,094万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）の審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、お諮りします。平成29年度村上市一般会計補正予算（第2号）の審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定されました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

ただいま議題となっております議第95号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第13 議第96号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第97号 平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第98号 平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第99号 平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第96号から議第99号議案までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第96号から議第99号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第96号から議第99号までは、平成29年度村上市特別会計補正予算についてであります。最初に、議第96号は、平成29年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ970万円を追加し、予算の規模を5億4,320万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入において第3款繰入金で一般会計繰入金970万円を追加をいたしました。

歳出においては、第1款総務費の情報通信事業一般管理経費で測量設計等委託料972万円を追加し、第3款予備費で2万円を減額いたしました。

次に、議第97号は、平成29年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ580万円を追加し、予算の規模を76億6,280万円にしようとするもの

であります。

補正の内容といたしましては、歳入において第9款繰越金に580万円を追加をいたしました。

歳出においては、第6款諸支出金で社会保険診療報酬支払基金の介護給付費交付金返還金として572万3,000円を、第7款予備費で7万7,000円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第98号は、平成29年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ50万円を追加し、予算の規模を49億950万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入において第5款繰越金で26万1,000円を、第6款諸収入で23万9,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出においては、第1款下水道費では公共下水道事業総務管理経費において上下水道事業審議会運営に係る経費として48万円を、第3款予備費で2万円をそれぞれ追加をいたしました。

最後に、議第99号は、平成29年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出において上下水道事業審議会の運営等に係る下水道事業特別会計への負担金を24万円追加し、総額10億5,540万5,000円といたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第96号から議第99号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によってそれぞれ議第96号は総務文教常任委員会、議第97号は市民厚生常任委員会、議第98号及び議第99号は経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、15日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時48分 散会